

議案第 2 3 4 号

訴えの提起について

次のとおり、建物明渡請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 当事者

原告となるべき者 川 崎 市

被告となるべき者 * * * *

2 請求の要旨

被告となるべき者は、建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）に居住しており、高額収入があったため本市から高額所得者に認定されたが、本市の再三にわたる明渡しの指導にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで、本市は、被告となるべき者に対し、本件市営住宅に係る市営住宅明渡請求書を送付し、期限までに明渡しをしない場合は、賃貸借契約を解除することとした。

しかしながら、被告となるべき者は、期限の到来後も明渡しをしないため、建物明渡請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、被告となるべき者に対し、昭和61年4月1日付けで建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）への入居を許可し、被告となるべき者は、同月6日から居住を開始した。
- 2 被告となるべき者は、平成17年4月1日において本件市営住宅に引き続き5年以上入居し、政令で定める基準を超える高額の収入が最近2年間引き続きあったため、本市から同日付けで高額所得者に認定されたが、本市の再三にわたる明渡しの指導にもかかわらず、これに応じなかった。
- 3 本市は、平成18年9月25日付けで被告となるべき者に、本件市営住宅に係る市営住宅明渡請求書を送付し、平成19年3月31日を期限として本件市営住宅を明け渡すよう請求するとともに、期限までに明渡しをしない場合は、賃貸借契約を解除する旨を通知した。
- 4 しかしながら、被告となるべき者は、期限までに本件市営住宅の明渡しをせず、その後も本市の明渡請求に応じないため、建物明渡請求の訴えを提起するものである。